

様式 2

地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号該当契約の令和8年度 概要

発注課	①契約の名称 (業務名or品名)	②契約の内容	③予定期間	④種別	⑤契約締結の 予定時期	⑥契約の相手方の 決定方法	⑦契約の相手方の選定基準
中央公民館	新潟市鳥屋野地区公民館・東地区公民館・関屋地区公民館夜間・休日受付管理業務	公民館の平日の夜間や土・日曜日等の職員の勤務時間外において、来館者や電話の対応、施錠管理等の施設管理業務	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	業務委託	令和8年4月1日	一者随意契約	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。
豊栄地区公民館	豊栄地区公民館夜間・休日受付管理業務	豊栄地区公民館の平日の夜間や土・日曜日等の職員の勤務時間外において、来館者や電話の対応、施錠管理等の施設管理業務	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	業務委託	令和8年4月1日	一者随意契約	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。
豊栄地区公民館	北地区公民館夜間・休日受付管理業務	北地区公民館の平日の夜間や土・日曜日等の職員の勤務時間外において、来館者や電話の対応、施錠管理等の施設管理業務	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	業務委託	令和8年4月1日	一者随意契約	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。
中地区公民館	新潟市中地区公民館及び新潟市石山地区公民館夜間・休日受付管理業務	公民館の平日の夜間や土・日曜日等の職員の勤務時間外において、来館者や電話の対応(使用料の収納)及び施錠管理等の施設管理業務	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	業務委託	令和8年4月1日	一者随意契約	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。
亀田地区公民館	新潟市菅野木地区公民館・両川公民館 夜間・休日受付管理業務	平日夜間や土日等職員の勤務時間外において、管理人として来館者の対応、電話の対応、利用申込書の預かり、使用料の収納、施錠管理等の施設管理業務	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	業務委託	令和8年4月1日	一者随意契約	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。
亀田地区公民館	新潟市横越地区公民館夜間・休日受付管理業務	横越地区公民館における休日・夜間の来館者対応、電話の対応、施錠管理等の施設管理業務	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	業務委託	令和8年4月1日	一者随意契約	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。
白根地区公民館	新潟市味方地区公民館管理業務	味方地区公民館の平日昼間、夜間や土・日曜日等において、来館者や電話の対応、施錠管理等の施設管理業務	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	業務委託	令和8年4月1日	一者随意契約	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。
坂井輪地区公民館	新潟市坂井輪地区公民館・西地区公民館・黒埼北部公民館夜間・休日受付業務	平日の夜間や土・日曜日等の職員の勤務時間外において、来館者や電話対応、施錠管理等の施設管理業務	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	業務委託	令和8年4月1日	一者随意契約	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。
坂井輪地区公民館	新潟市赤塚公民館・中野小屋公民館夜間・休日受付業務	平日の夜間や土・日曜日等の職員の勤務時間外において、来館者や電話の対応、施錠管理等の施設管理業務	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	業務委託	令和8年4月1日	一者随意契約	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。